



平成 26 年 4 月 3 日

各 位

会 社 名 株式会社千趣会
代 表 者 名 代表取締役社長 田邊 道夫
(コード番号 : 8165 東証 第一部)
問 合 せ 先 取締役執行役員 経営企画本部長
星野 裕幸
(TEL 06-6881-3220)

2019 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行条件等の決定に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 4 月 3 日開催の取締役会において決議いたしました 2019 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分を以下「本社債」、新株予約権部分を以下「本新株予約権」という。）の発行に関し、発行条件等を決定いたしましたので、既に決定済みの事項とともに、下記のとおりお知らせいたします。

記

本新株予約権に関する事項

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	本社債の額面金額と同額とする。
(2) 転換価額	1,048 円
(ご参考)	
発行条件決定時における株価等の状況	
イ. 東京証券取引所における株価（終値）（2014 年 4 月 3 日）	874 円
ロ. アップ率【{(転換価額) / (株価（終値）) - 1} × 100】	19.91%

(ご参考) 2019 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の概要

- (1) 本 社 債 の 総 額 7,000,000,000 円
- (2) 本新株予約権の割当日及び 2014 年 4 月 23 日
本社債の払込期日（発行日）

ご注意：この文書は、当社が 2019 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。なお、同社債については国内における証券の募集又は売出しは行われません。また、米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

(3) 本新株予約権を行使することができる期間

2014年5月7日から2019年4月9日の銀行営業終了時（ダブリン時間）までとする。但し、(i) 本社債の繰上償還の場合には、当該償還日の5営業日前の日の銀行営業終了時（ダブリン時間）まで、(ii) 本社債の買入消却の場合には、本新株予約権付社債が消却のため Daiwa Capital Markets Europe に引き渡された時まで、また (iii) 本社債の期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2019年4月9日より後に本新株予約権を行使することはできず、また当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、当該組織再編等の効力発生日から14日以内のいずれかの日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできないものとする。

上記にかかわらず、法令、規則又は当社の定款のいずれによるものであるかを問わず、株主確定日（以下に定義する。）が指定された場合、当該本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日（以下「行使日」という。）と株主確定日との間の期間が、東京における4営業日（当該4営業日の計算においては行使日及び株主確定日を計算に含めるものとする。）に満たない場合には、当該本新株予約権を行使することはできない。

「株主確定日」とは、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）第151条第1項に関連して株主を確定するために定められた日をいう。

(4) 償 還 期 限 2019年4月23日

(5) 潜在株式による希薄化情報

今回のファイナンスを実施することにより、直近（2014年4月3日現在）の発行済株式総数（47,630,393株）に対する潜在株式数の比率は14.02%になる見込みです。

（注）潜在株式数の比率は、今回発行する本新株予約権付社債に係る本新株予約権がすべて当初転換価額で行使された場合に、新たに発行される株式数を直近の発行済株式総数で除した数値であります。

※詳細は、平成26年4月3日付当社プレスリリース「2019年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上

ご注意：この文書は、当社が2019年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。なお、同社債については国内における証券の募集又は売出しは行われません。また、米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。